お子様が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。登校については、医師の指示に従い下記の「学校感染症に関する報告書」を登校時に持参し、担任へ提出してください。「学校感染症に関する報告書」は保護者がご記入のうえ、薬の説明書等(コピー可)を添付し提出してください。

上分子。		川安佐する地間
	生徒がかかりやすい主な学校感染症	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症		発症翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後1日を
		経過するまで。
インフルエンザ		発症翌日から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過す
		るまで
百日咳		特有の咳きが消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌
		性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)		解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)		腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好
		になるまで
風疹		発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)		全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、		医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎		
その他の感染症	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、	状況や症状により、医師が必要と認めた場合は、出席
	伝染性紅班(りんご病)、ヘルパンギーナ、	停止となります。(医師が登校可能と判断した場合は、
	マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢	出席停止にはなりません)
	症、感染性胃腸炎(ノロウィルス)、他	

学校感染症に関する報告書

令和 年 月 日

札幌創成高等学校長 様

年 組 番 氏名

<u>感染症名</u> 病院名 病院名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

上記の感染症のため療養していましたが、医師の指示により登校可能となりましたのでお知らせします。

7 <i>⇒#</i> → <i>F</i>	- -	-	
R護者名 ほんしゅう にんしゅう にんしゅう にんしゅう にんしゅう はんしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしゅう しゅう	-1		